

長 崎 県 里 親 会 会 則

(名 称)

第1条 本会は、長崎県里親会（以下「本会」という）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は事務所を長崎市茂里町3番24号、長崎県社会福祉協議会内におく。

(事務の委託)

第3条 本会の事務は、事務委託契約により長崎県社会福祉協議会に委託する。

- 2 本会の事務処理については、別に定めるもののほか、長崎県社会福祉協議会に準ずるものとする。

(目 的)

第4条 本会は、里親相互の資質の向上と親睦を図り、もって里親制度の普及発展を期することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡協調
- (2) 会員相互の資質の向上
- (3) 里親制度の啓発普及および里親開拓
- (4) 関係機関団体との連絡調整
- (5) その他、本会の目的を達成するための事業

(組 織)

第6条 本会は次に掲げる者のうち加入を希望する者をもって組織する。

- (1) 要保護児童の委託を受けた里親
- (2) 未委託里親
- (3) その他、この会の趣旨に賛同する者

(会 費)

第7条 会員は次に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 第6条(1)定める者 1世帯あたり：13,000円

- (2) 第6条(2)に定める者 1世帯あたり： 2,000円
- (3) 第6条(3)に定める者 1名あたり： 2,000円
 - 2 第1項に定める会費のほか別途定める全国里親会会費を併せて納入するものとする。
 - 3 会費算定の基準日は毎年4月1日とする。
 - 4 会員は毎年9月末日までに会費を納入するものとする。
 - 5 新規入会会員の入会年度の会費については、入会が10月以降の場合は、上記1に定める年会費の半額とする。なお、納入期限については請求日より2ヵ月以内とし、最長当該年度末とする。
 - 6 年度内に会費の納入がなされなかった場合は、自動的に退会扱いとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 委員長 3名

(役員を選任等)

第9条 役員は総会において選任し、その期間は2ケ年とする。ただし、再任を妨げない。補欠によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は本会の会計事務を監査する。
- (4) 委員長は委員を統括する

(総会)

第11条 総会は会長の招集によって毎年1回以上開催する。会議は出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は会長が決定する。総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画及び歳入歳出予算の議決ならびに決算の承認
- (4) その他、この会の運営に必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は会長の招集によって随時開催し事業の運営等について協議する。

(顧問)

第13条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は総会の推薦により会長が委嘱する。

(常設委員会)

第14条 本会に、次の常設委員会を置く。

(1) 広報・啓発委員会

(2) 交流委員会

(3) 研修委員会

2 各委員会は長崎県里親会会員で構成するものとする。

(経費)

第15条 本会の経費は次の各号に掲げるものをもってあてる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄附金

(4) その他の収入

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

第17条 この会則のほかに本会運営に関する必要な事項は会長が総会にはかり別に定める。

附 則

1 本会会則は昭和51年10月18日より施行する

2 この会則は平成20年10月25日より施行する

3 この会則は平成21年 4月 1日より施行する

4 この会則は平成30年 5月19日より施行する

5 この会則は令和 2年 4月 1日より施行する